



建物の新築・解体していませんか？

固定資産税は、毎年「1月1日」現在の固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者に対してかかる税金です。年の途中で住宅、店舗、倉庫などの建物を新築、増築をした場合、または大雪でつぶれた建物などを解体した場合は、下記担当まで連絡をお願いします。

居住や使用していない家屋も、解体しなければ固定資産税が課税されますのでご注意ください。

■固定資産税が課税される建物の参考例

- ①柱が直に埋め込まれている倉庫、車庫、畜舎
- ②地杭（束石）の倉庫、車庫
- ③電気や水道などの備わったコンテナハウス
- ※①から③までの建物で、中古材を使用または手作りで建築された建物も固定資産税が課税されます。

■固定資産税に係る現地調査について

地方税法に基づき、税務課職員が家屋の新築、増築または解体状況を確認するため、毎年町内を巡回して現地確認をしています。職員が伺った際には、敷地内の建物の新築や増築の有無、建物の状態を確認させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。
問合せ／課税担当（内線1114）



夏の交通安全運動

7月13日(木)から22日(金)までの10日間、夏の交通安全運動を実施します。

交通ルールとマナーを守り、安心安全なまちを目指しましょう。
問合せ／防災・交通担当（内線2116・2117）

防災交通課から

重点項目

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 バイク・自転車の交通事故防止
- 3 スピードダウンと全席シートベルト着用
- 4 子どもと高齢者の交通事故防止



飲酒運転を根絶しましょう

車を運転する際は、絶対に飲酒をせず、お酒を勧められても断りましょう。また、飲酒をした翌日でも、体内にアルコールが残った状態で車を運転した場合は、飲酒運転となります。

自動車で友人や知人と飲食店などへ行く際は、お酒を飲まない方（ハンドルキーパー）を決め、その方が運転するようにしましょう。

飲酒運転は周囲の方にも厳しい罰則が設けられています。

「飲酒運転をしない、させない、許さない」を合言葉に、飲酒運転を根絶しましょう。

■飲酒運転の罰則例

状 態			刑 罰	違反点数
酒酔い運転			5年以下の懲役または100万円以下の罰金	35点
酒気帯び運転	呼気1ℓ中のアルコール濃度	0.25mg以上	3年以下の懲役または50万円以下の罰金	25点
		0.15mg以上 0.25mg未満		13点

状 態		刑 罰
車両提供者	運転者が酒酔い運転	5年以下の懲役または100万円以下の罰金
	運転者が酒気帯び運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
酒類の提供 車両の同乗者	運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
	運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役または30万円以下の罰金

問合せ／
防災・交通担当
(内線2116・2117)

光ブロードバンドサービス受付開始のお知らせ

**7月8日(金)から
受付開始**

令和2年度から町内全域を対象とした光回線の整備を進めています。光ブロードバンドサービスの提供開始予定日が決まりましたのでお知らせします。

■サービス提供開始予定日 7月20日(水)

※自宅への光回線引き込み工事の関係上、サービス開始まで数カ月程度お待ちいただく可能性があります。申し込みをされる際に事業者へ確認してください。

■申し込み方法

【事前加入申込書を提出された方】

令和2年に提出いただいた「事前加入申込書」は、町民の皆さまの意向確認、光ケーブルの敷設ルートや整備方法などを計画する基礎資料であり正式なお申し込みではありません。改めて、次のとおりお申し込みください。

- ①7月7日以降にNTT東日本から郵送でのご案内（FAX用申込用紙同封）があります。また、NTT東日本から正式に申し込みをするかの確認の電話があります。
- ②同封のFAX用申込用紙（フレッツ光「お申込書」）に必要事項を記入しFAXによりお申し込みをするか、NTT東日本から確認の電話があった際に内容を確認し、お申し込みください。また、NTT東日本からの確認の電話を待たずに、ご自身で電話にて申し込むことも可能です。
- ③光回線の引き込み工事日や料金などの説明がありますので、引き込み工事日の調整や料金などについて不明な点があれば確認してください。

※光コラボレーションサービス（〇〇光など携帯会社などが行っているサービス）を利用する場合は、その旨お伝えし、ご自身で別途お申し込みください。

※事前加入申込書を提出した方で、7月7日以降にNTT東日本からのご案内文が郵送されない場合は、お手数ですが、NTT東日本フレッツ光相談センター（TEL0800-800-0232）へお問い合わせ願います。

【事前加入申込書を提出していない方】

事前加入申込書を提出していない方は、光ケーブルの敷設ルートによってはご利用いただけない場合がありますので、NTT東日本フレッツ光相談センター（TEL0800-800-0232）または光コラボレーション事業者へお問い合わせの上、お申し込みください。

■申し込み・問合せ ※役場では申し込みできません。

- ・NTT東日本フレッツ光相談センター
TEL 0800-800-0232
平日 午前9時から午後5時（通話料無料）
- ・光コラボレーション事業者
携帯電話会社などの販売店や家電量販店などにお問い合わせください。

■詐欺にご注意ください

【お電話は「NTT東日本」から】

事前申し込みされた方へは「NTT東日本」から確認のお電話が入ります。「NTT東日本の代理店の〇〇で…」といった内容のお電話は入りませんので、ご注意ください。

よくある質問

Q事前申し込みをしていますが、光サービスを利用できますか？

ANTT東日本固定電話利用者宅付近まで光ケーブルを敷設しているため、固定電話利用者は光サービスを利用できます。事前申し込みをしていない方で、NTT東日本固定電話を利用していない方は、NTT東日本フレッツ光相談センター（TEL0800-800-0232）へお問い合わせください。

Q事前申し込みをしましたが、〇〇光などNTT東日本以外のサービスは利用できますか？

A利用できます。ただし、光コラボレーション事業者によっては本町でサービスを展開しない場合がありますので、直接、光コラボレーション事業者へお問い合わせください。

Q光コラボレーションを利用する場合、まずはNTT東日本へ申し込みをしてから切り替えないとダメですか？

ANTT東日本へ申し込む必要はありません。最初から光コラボレーション事業者へお申し込みください。

Qプロバイダ契約は必要ですか？

ANTT東日本のフレッツ光を申し込む場合は、別途プロバイダ契約が必要です。なお、光コラボレーションの中にはプロバイダ込みのサービスもありますので、ご確認ください。

QWi-Fiは利用できますか？

Aお申し込み時にNTT東日本へお伝えください。Wi-Fi機能のついたルーターが利用できます。ただし、令和4年度から全道各地で光ブロードバンドサービスの提供エリアが拡大されたことに伴い、NTT東日本でWi-Fi機能付きルーターを十分に確保できない場合がありますので、その際はご自分で準備いただくことになります。